

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県福岡市東区郷口町8番28号

氏 名 株式会社サンダイ
代表取締役 出口 栄二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和 7年（2025年）5月14日
許可の有効年月日 令和11年（2029年）3月 2日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及び第13号廃棄物

以上20種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年3月 3日 更新許可

令和7年5月14日 変更許可 産業廃棄物の種類（燃え殻、くず、繊維くず、ばいじん、不要物、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及び第13号廃棄物）の追加並びに自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物に係る産業廃棄物の種類の記載の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

複写厳禁

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。